

(廃棄物収集運搬車の低燃費化事業)

補助事業の流れ

新車新規登録

(補助対象車両)

廃棄物の収集運搬の用に供する先進環境対応型ディーゼルトラックを導入する事業とします。
(自家用自動車【事業用自動車以外の自動車をいう。】に限ります。)

【平成28年4月1日～平成29年2月10日までに新車新規登録された車両】

交付申請書兼完了実績報告書

【応募に必要な書類】

- (ア) 交付申請書兼完了実績報告書【交付規程様式第17】
- (イ) 実施計画書【交付規程様式第17別紙1】
- (ウ) 経費内訳【交付規程様式第17別紙2】
- (エ) 補助事業者の企業パンフレット等業務概要がわかる資料及び定款
- (オ) 経理状況説明書(直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書)
- (カ) 補助対象車両の自動車検査証の写し
- (キ) 補助対象車両に係る見積書及び請求書の写し
- (ク) 補助対象車両に係る支払いを証する書類の写し
- (ケ) 補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格を証明する書類
- (コ) 補助金精算払請求書【交付規程様式第14】
- (サ) 暴力団排除に関する誓約書【別紙3】
- (シ) エコドライブ等燃費改善に関する取り組み【別紙4】
- (ス) 補助対象車両に抵当権を設定する場合の承認申請書【交付規程様式第19及び様式第19の2】

交付決定兼交付額確定通知

(ステッカー等を必ず補助対象車両に貼って下さい。)

補助金の支払い

補助事業者

財団